

平成 29 年度第 4 回

岸和田市都市計画審議会

議 案 書

議案番号	案 件 名	頁
第 1 号議案	南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）	1～2,5～9
第 2 号議案	南部大阪都市計画道路の変更（岸和田市決定）	3～4,5～9
第 3 号議案	南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定）	10～15
第 4 号議案	南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）	16～30

平成 29 年 12 月 4 日（金）開催

第1号議案

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中、3・1・202-1号泉州山手線を3・2・202-1号泉州山手線に名称を改め、3・4・202-9号岸和田中央線を次のように変更する。

I. 計画書

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の 構造	
幹線街路	3・2・202-1	泉州山手線	岸和田市三田町地内	岸和田市畑町地内	岸和田市尾生町地内	約 6,380m		4車線	31m		
	構造形式の内訳		岸和田市三田町地内	岸和田市三田町地内		約 540m	嵩上式	/	46 ～65m	幹線街路磯之上山直線と立体交差	
						約 5,840m	地表式		31m	幹線街路と平面交差5箇所	
	3・4・202-9	岸和田中央線	岸和田市新港町地内	岸和田市包近町地内	岸和田市小松里町地内	約 6,570m	地表式	2車線	20m	南海本線と立体交差 JR 阪和線と立体交差 幹線街路国道 26 号線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	

II. 理由

3・1・202-1号泉州山手線は、和泉市域から泉佐野市域までを結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、車線数、幅員、構造形式及び交差構造等を変更し、名称を3・2・202-1号泉州山手線とするとともに、本路線と交差する3・4・202-9号岸和田中央線の構造の変更を行うものである。

Ⅲ. 新旧対照表

変更前： _____
 変更後： _____

名 称 番 号	路 線 名	位 置			区 域 延 長	構 造				変 更 内 容
		起 点	終 点	主 な 経 過 地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造	
3・1・202-1	泉州山手線	岸和田市三 田町地内	岸和田市畑 町地内	岸和田市尾 生町地内	約 6,380m	地表式	8 車線	65m	幹線街路磯之上山直線と立体交差 幹線街路岸和田中央線と立体交差 幹線街路岸和田生郷修斉線と立体交差 幹線街路岸和田港福田線と立体交差 幹線街路久米田岡山線と立体交差 幹線街路貝塚半田流木線と立体交差	・ 名称の変更 ・ 構造形式の変更 ・ 車線数の変更 ・ 幅員の変更 ・ 交差構造の変更
							4 車線	31m		
3・2・202-1	構造形式の内訳	岸和田市三 田町地内	岸和田市三 田町地内		約 540m	嵩上式		46 ～65m	幹線街路磯之上山直線と立体交差	
						地表式		31m	幹線街路と平面交差 5 箇所	
3・4・202-9	岸和田中央線	岸和田市新 港町地内	岸和田市包 近町地内	岸和田市小 松里町地内	約 6,570m	地表式	2 車線	20m	南海本線と立体交差 JR 阪和線と立体交差 幹線街路国道 26 号線と立体交差 幹線街路泉州山手線と立体交差 幹線街路と平面交差 6 箇所	・ 交差構造の変更
									南海本線と立体交差 JR 阪和線と立体交差 幹線街路国道 26 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 7 箇所	

第2号議案

南部大阪都市計画道路の変更（岸和田市決定）

南部大阪都市計画道路中、3・4・202-18号岸和田港福田線他3路線を、次のように変更する。

I. 計画書

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹線街路	3・4・202-18	岸和田 港福田 線	岸和田 市並松 町地内	岸和田 市尾生 町地内	岸和田 市上松 町地内	約4,870m	地表式	2車線	16m	南海本線と立 体交差 JR 阪和線と立 体交差 幹線街路と平 面交差9箇所	
	3・4・202-20	久米田 岡山線	岸和田 市大町 地内	岸和田 市三田 町地内	岸和田 市岡山 町地内	約2,870m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平 面交差3箇所	
	なお、岸和田市大町地内に JR 阪和線久米田駅前東側交通広場を設ける。									久米田駅前東側交通広 場面積約6,000 m ²	
	3・4・202-23	貝塚半 田流木 線	貝塚市 半田地 内	岸和田 市流木 町地内	岸和田 市畑町 地内	約2,220m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平 面交差2箇所	
	3・4・202-34	土生郷 修斉線	岸和田 市土生 町地内	岸和田 市阿間 河滝町 地内	岸和田 市阿間 河滝町 地内	約4,000m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平 面交差3箇所	

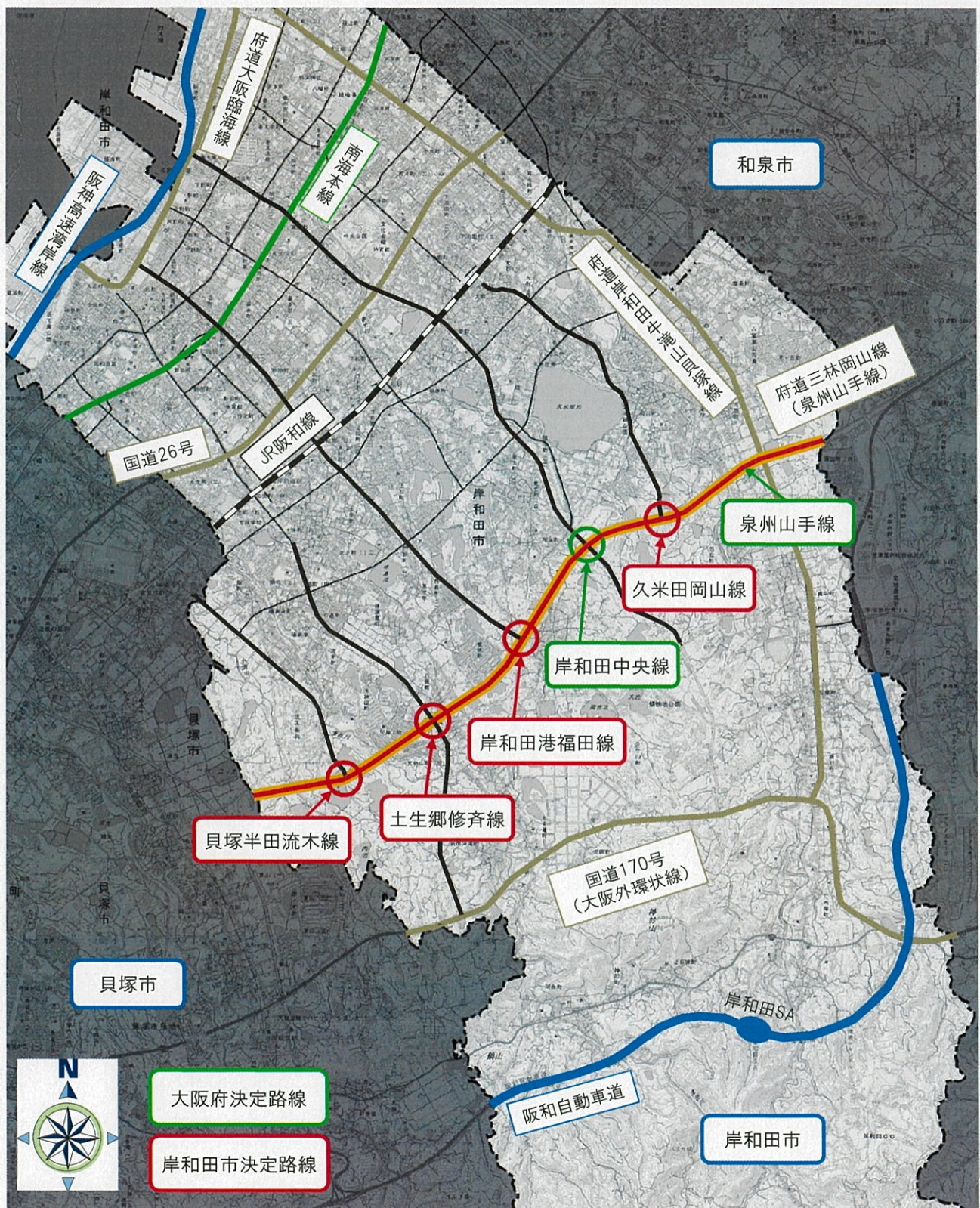
II. 理由

3・1・202-1号泉州山手線の幅員及び構造形式の変更に伴い、3・4・202-18号岸和田港福田線、3・4・202-20号久米田岡山線及び3・4・202-23号貝塚半田流木線について、本案のとおり延長、終点及び交差構造を変更するとともに、3・4・202-34号土生郷修斉線について、交差構造を変更するものである。

Ⅲ.新旧対照表

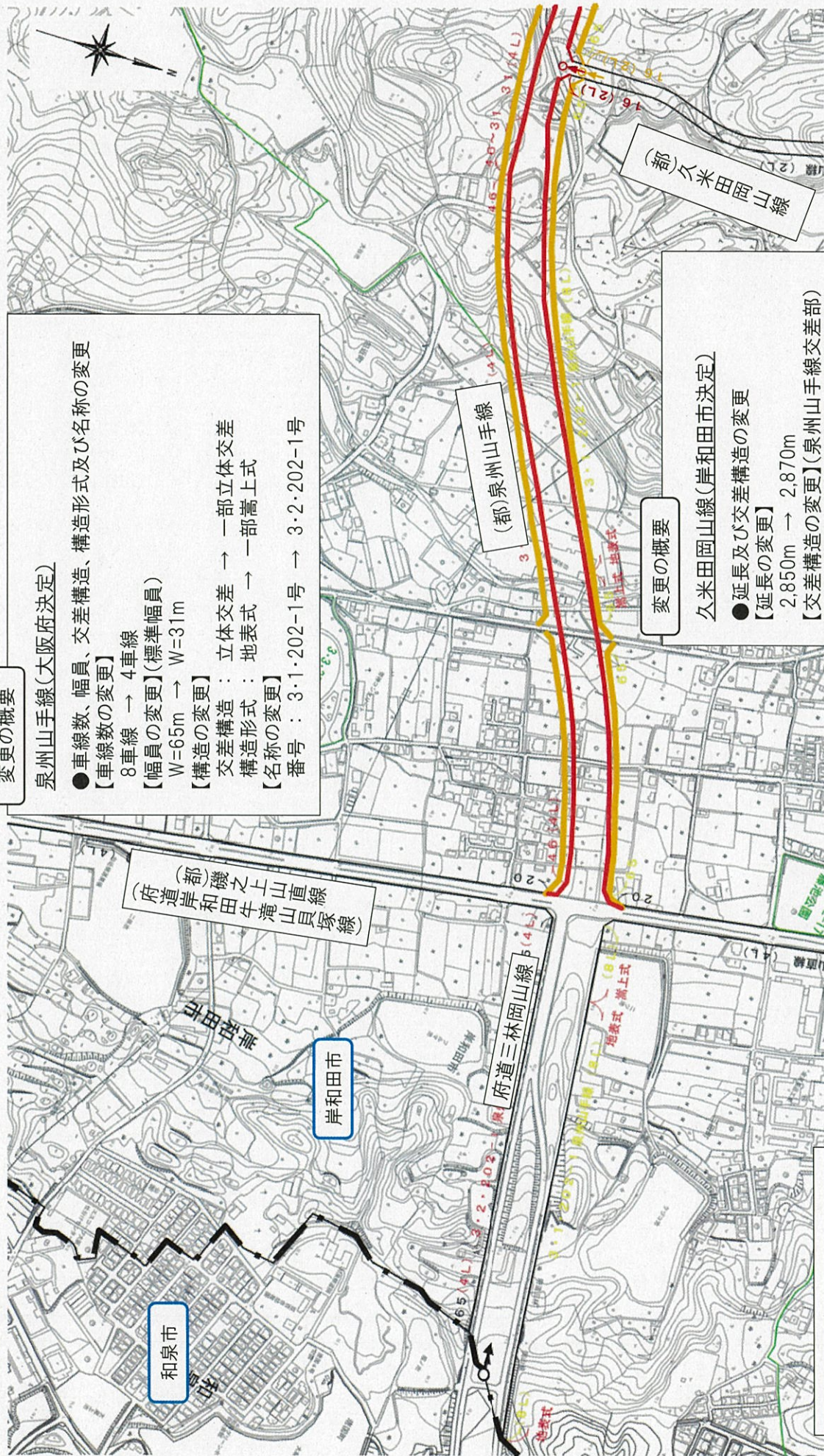
変更前： _____
 変更後： _____

名 称 番 号	路線名	位 置			区 域 延 長	構 造				変更内容
		起 点	終 点	主 な 経過地		構造 形式	車線 の 数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交 差の構造	
3・4・202-18	岸和田港福田線	岸和田市並松 町地内	岸和田市尾生 町地内	岸和田市上松 町地内	約 4,850m	地表式	2 車線	16m	南海本線と立体交差	・延長の変更 ・交差構造の変更
					約 4,870m				JR 阪和線と立体交差 幹線街路泉州山手線と立体交差 幹線街路と平面交差 8 箇所 南海本線と立体交差 JR 阪和線と立体交差 幹線街路と平面交差 9 箇所	
3・4・202-20	久米岡山線	岸和田市大町 地内	岸和田市三田 町地内	岸和田市岡山 町地内	約 2,850m	地表式	2 車線	16m	幹線街路泉州山手線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所	・延長の変更 ・交差構造の変更
					約 2,870m				幹線街路と平面交差 3 箇所	
3・4・202-23	貝塚半田流木線	貝塚市半田地 内	岸和田市流木 町地内	岸和田市畑町 地内	約 2,200m	地表式	2 車線	16m	幹線街路泉州山手線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所	・延長の変更 ・交差構造の変更
					約 2,220m				幹線街路と平面交差 2 箇所	
3・4・202-34	土生郷修斉線	岸和田市土生 町地内	岸和田市阿間 河滝町地内	岸和田市阿間 河滝町地内	約 4,000m	地表式	2 車線	20m	幹線街路泉州山手線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所	・交差構造の変更
									幹線街路と平面交差 3 箇所	



計画図1

大阪府決定及び岸和田市決定合わせて表示



変更の概要

泉州山手線(大阪府決定)

- 車線数、幅員、交差構造、構造形式及び名称の変更

【車線数の変更】

8車線 → 4車線

【幅員の変更】(標準幅員)

W=65m → W=31m

【構造の変更】

交差構造：立体交差 → 一部立体交差

構造形式：地表式 → 一部嵩上式

【名称の変更】

番号：3・1・202-1号 → 3・2・202-1号

変更の概要

久米田岡山線(岸和田市決定)

- 延長及び交差構造の変更

【延長の変更】

2,850m → 2,870m

【交差構造の変更】(泉州山手線交差部)

立体交差 → 平面交差

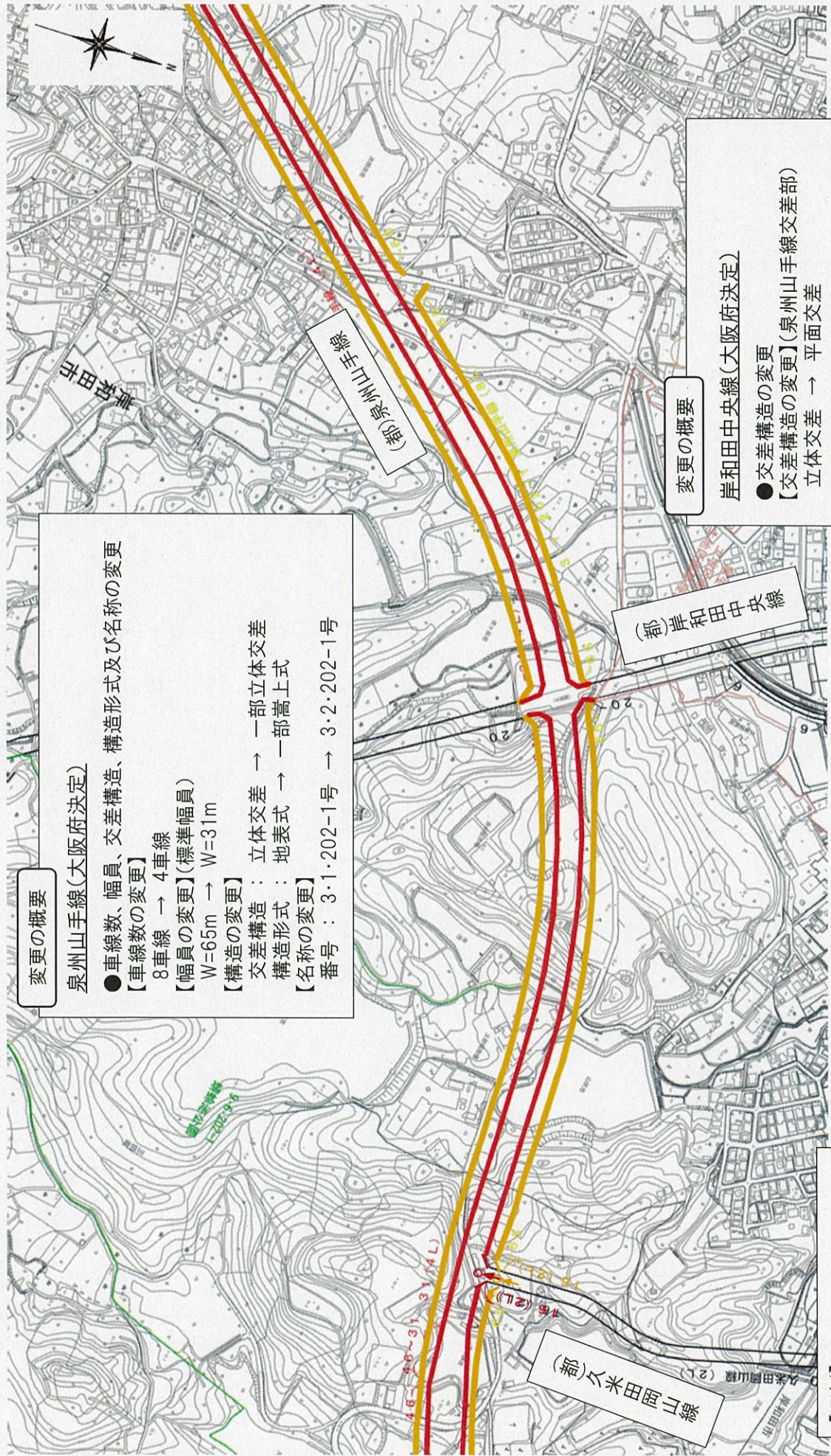
【凡例】

変更前の都市計画線

変更後の都市計画線

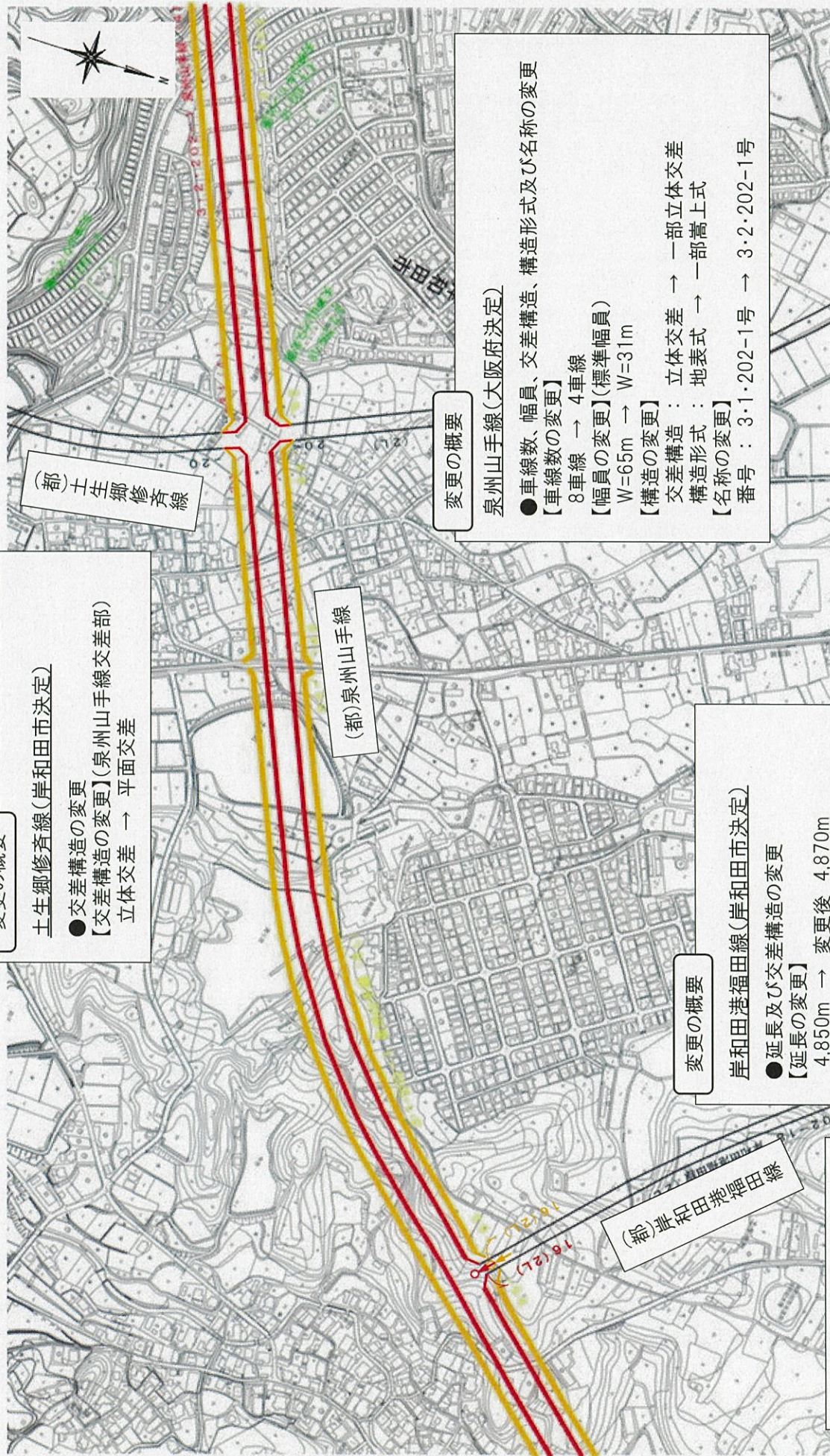
計画図2

大阪府決定及び岸和田市決定合わせて表示



計画図3

大阪府決定及び岸和田市決定合わせて表示



変更の概要

土生郷修斉線(岸和田市決定)

- 交差構造の変更
- 【交差構造の変更】(泉州山手線交差部)
立体交差 → 平面交差

変更の概要

泉州山手線(大阪府決定)

- 車線数、幅員、交差構造、構造形式及び名称の変更
- 【車線数の変更】
8車線 → 4車線
- 【幅員の変更】(標準幅員)
W=65m → W=31m
- 【構造の変更】
交差構造：立体交差 → 一部立体交差
構造形式：地表式 → 一部嵩上式
- 【名称の変更】
番号：3・1・202-1号 → 3・2・202-1号

変更の概要

岸和田港福田線(岸和田市決定)

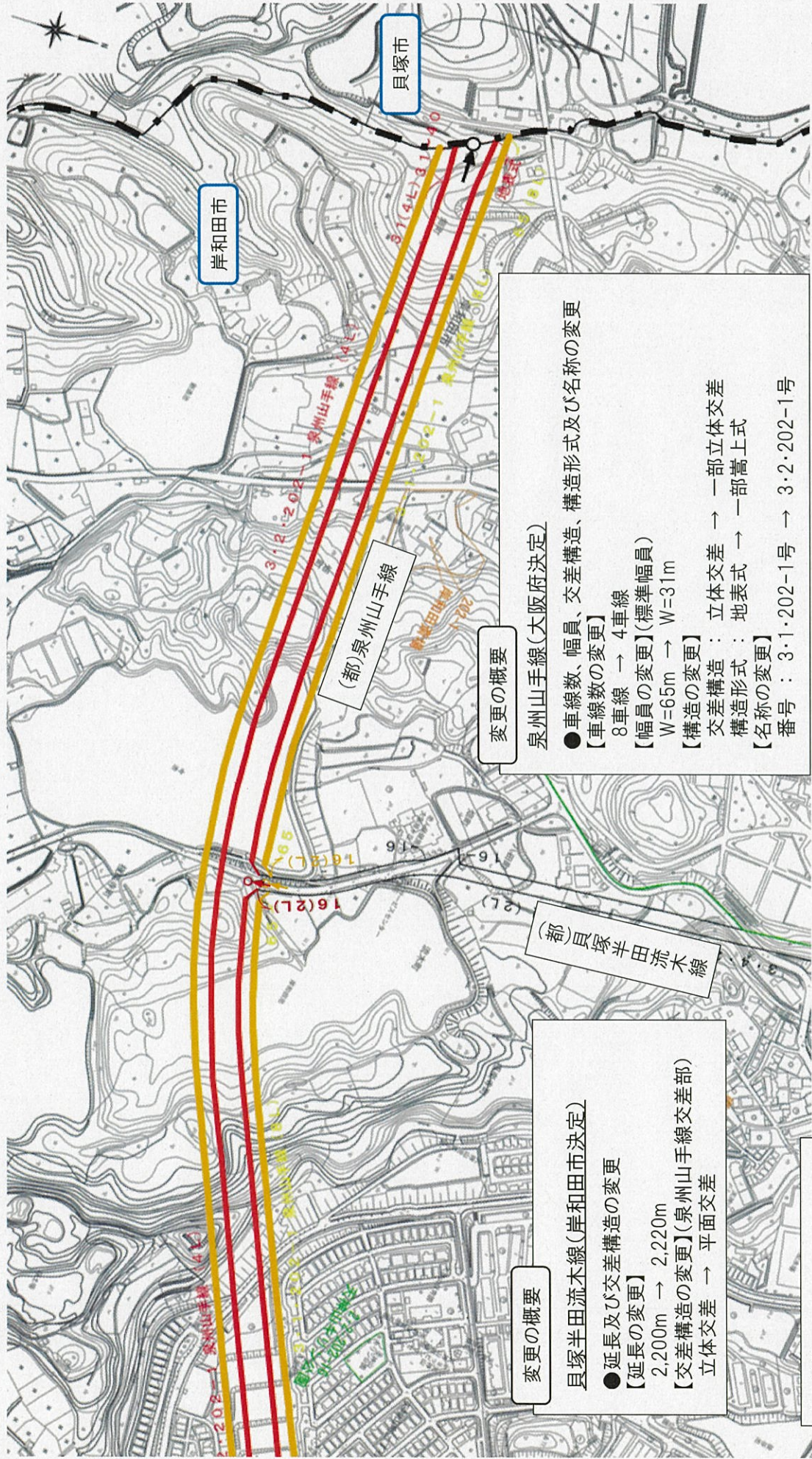
- 延長及び交差構造の変更
- 【延長の変更】
4,850m → 変更後 4,870m
- 【交差構造の変更】(泉州山手線交差部)
立体交差 → 平面交差

【凡例】

- 変更前の都市計画線
- 変更後の都市計画線

計画図4

大阪府決定及び岸和田市決定合わせて表示



第3号議案

南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定）

I. 変更内容

1. 住宅市街地の開発整備の目標
2. 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針
3. 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）

II. 理由

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」について、良好な住宅市街地の開発整備を図るため、住宅市街地の開発整備の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

III. 計画書

南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針を次のように変更する。

1. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、住宅市街地の開発整備の目標

住宅・まちづくりの推進においては、大阪ならではの魅力を存分に活かし、「住まうなら大阪」と思える、多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市を創造することとし、安全・安心の確保とあわせて、環境に配慮された住まいと都市の実現、多様な人を惹きつけ活き活きとくらすことができる住まいと都市の実現をめざす。

2. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の開発整備の目標を達成し、府民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、良好な住宅市街地の整備又は開発を、以下のテーマ別、地域特性別の方針に基づき進める。

なお、住宅市街地の整備又は開発に際しては、必要となる関連公共公益施設の整備を総合的、計画的に進めるとともに、地区計画制度等の活用を図る。

(1) テーマ別方針

① 国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市の実現

関西、日本の成長をけん引する大都市として、大阪ならではの魅力を存分に活かし、国内外の人々にとって多様かつ魅力的で、住みたい、住み続けたい、訪れたいと思える住まいと都市を実現し、大阪への新しい人の流れを生み出す。

② 活き活きとくらすことができる住まいと都市の実現

働き・学び・遊び・住まうための多彩な機能を有する都市の形成を図るとともに、府民一人ひとりが適切な住まいやサービスを選択できる環境を整備するなど、大阪に住まう人々が活き活きとくらすことができる住まいと都市を実現する。

③ 環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市の実現

鉄道・バスなどの公共交通が充実し、住宅・建築物の省エネ化・長寿命化が図られるとともに、再生可能エネルギーの活用や都市緑化等が進んだ、環境にやさしく、快適にくらすことができる住まいと都市を実現する。

④ 安全を支える住まいと都市の実現

住宅等の耐震化や耐火性などの向上や、大規模な地震や集中豪雨による浸水被害、土砂災害などの災害が発生しても、被害が最小限に抑えられ、人命が守られるとともに、防犯面においても安全性が高い住まいと都市を実現する。

⑤ 安心してくらすことができる住まいと都市の実現

子どもから高齢者、障がい者、外国人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、ともに安心・快適にくらすことができる住まいと都市を実現し、全ての人々の人権が尊重される豊かな社会を実現する。

(2) 地域特性別方針

市街地の拡散を抑制するとともに、既成市街地の再整備や既存ストックの有効活用を図り、以下の地域特性に応じた方針に基づき進めていく。

① 都心地域その他既成市街地内においては、建替え等を推進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通や空家の有効利用を促進し、地域内の低・未利用地については、有効・高度利用による住宅及び住宅地の供給を促進する。

② 既成市街地内の老朽公的賃貸住宅団地や密集市街地等においては、地域の特性に応じて基盤整備と一体となった住宅の供給等及び住宅地の供給を促進する。

③ 都市農地については、農業の安定的な継続を図ることや、機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが重要であることから、適正な保全を図る。

④ 計画的住宅市街地（ニュータウン）においては、住民等の意向にも配慮しながら策定されたまちづくり指針等に基づき、豊かな居住環境の保全に配慮しつつ良質な住宅市街地のストックを有効に活用し、優良な市街地の形成を図る。

3. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第2号の規定に基づく、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要
別表[岸和田市抜粋]のとおり

別表

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
202-1	岸和田丘陵地区	約22ha	岸和田市	本地区では、丘陵部の自然環境と調和した郊外型住宅地の形成を図る。	地区内外の優れた自然環境と調和のとれた閑静で落ち着いた住宅地の形成を図る。	整備の推進に伴って、公園等を適切に配置し、良好な住環境の創出と周辺環境の調和を図る。	土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業(事業中)		

新旧対照表

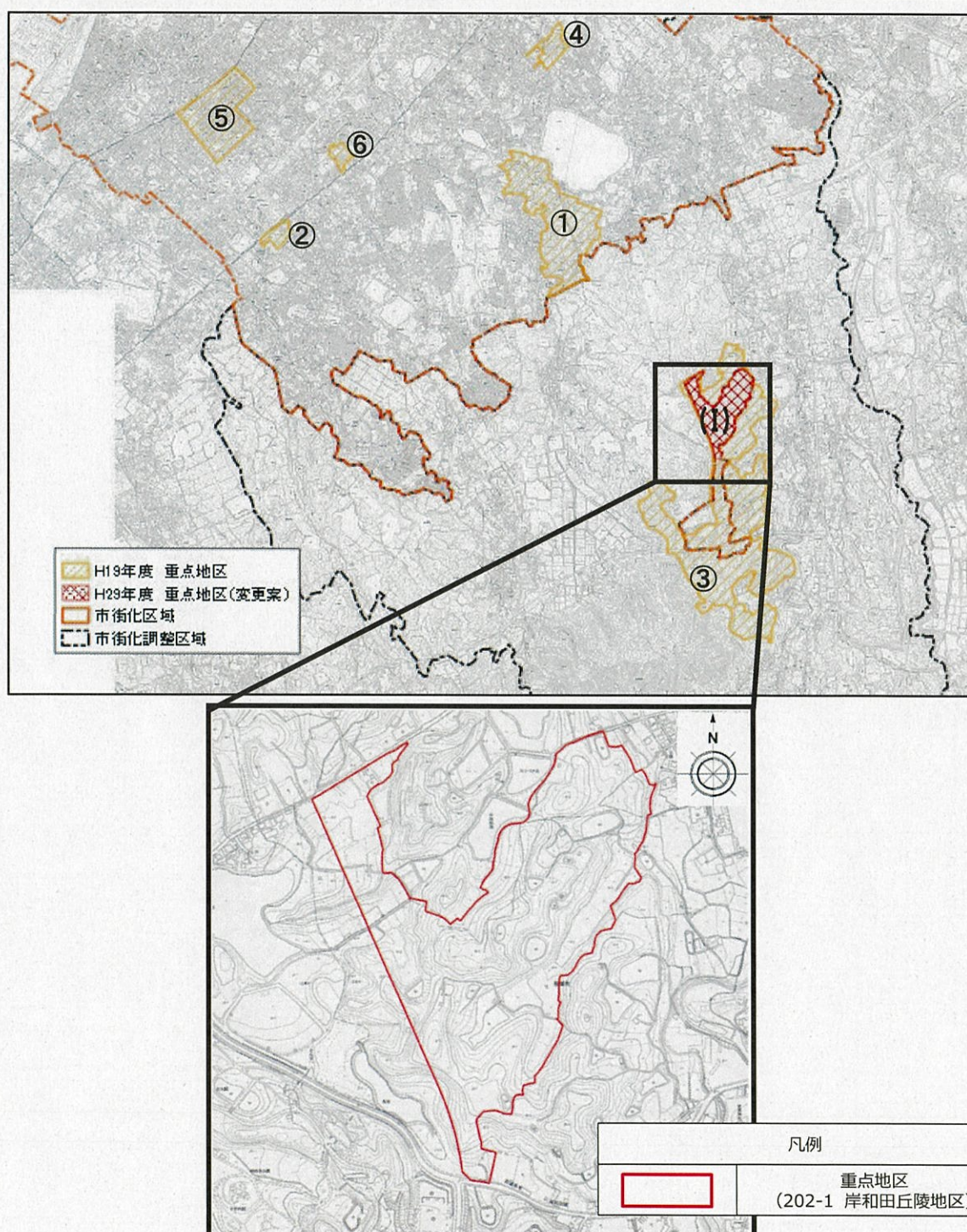
一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

※下線部が変更箇所

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
変更前	202-1	尾生久米田地区	岸和田市	岸和田市市街化区域の外縁部に位置する地区であり、隣接する既成市街地との調和を図りつつ良好な市街地形成を図る。	土地地区面整理事業により基礎整備を進めるとともに、良好な住宅地の形成を図る。	土地地区面整理事業により基礎整備を図る区域であり、幹線道路、区画街路、公園、緑地帯を適正に配置する。	都市計画道路を整備するとともに、良質な住宅の建設を誘導し、良好な住宅地形成を図る。	土地地区面整理事業(事業中)		
変更後		(削除)								
変更前	202-2	IR東岸和田駅周辺地区	岸和田市	IR東岸和田駅東側に位置する地区であり、隣接する市街地との調和を図りつつ、鉄道駅周辺にふさわしい土地利用を図る。	防災街区整備事業、優良建築物等整備事業により防災都市施設の整備を進めるとともに、良質な住宅の供給を行う。	防災街区整備事業、優良建築物等整備事業により、道路、駅前広場、公園、公開空地等の公共施設整備を行う。	防災街区整備事業、優良建築物等整備事業とも官民協働して良好な市街地整備を図る。	防災街区整備事業(事業中)		
変更後		(削除)								
変更前	202-3	岸和田丘陵地区	岸和田市	本地区では、丘陵部の自然環境と調和した郊外型住宅地の形成を図る。	地区内外の優れた自然環境と調和のとれた閑静で落ち着いた郊外の住宅地の形成を図る。	整備の推進に伴って、公園等を適切に配置し、良好な住環境の創出と周辺環境の調和を図る。	土地地区面整理事業の推進		土地地区面整理事業	
変更後	202-1	岸和田丘陵地区	岸和田市	本地区では、丘陵部の自然環境と調和した郊外型住宅地の形成を図る。	地区内外の優れた自然環境と調和のとれた閑静で落ち着いた郊外の住宅地の形成を図る。	整備の推進に伴って、公園等を適切に配置し、良好な住環境の創出と周辺環境の調和を図る。	土地地区面整理事業の推進	土地地区面整理事業(事業中)		
変更前	202-4	岸和田大町地区	岸和田市	岸和田市中央部に位置する地区であり、隣接する市街地との調和を図りつつ、良好な市街地形成を図る。	防災木造住宅建築事業により、良質な住宅建設を行い、住環境の改善を図る。	本地区は、府営住宅建築事業により、老朽化した住宅を良質な共同住宅に建替え、土地の有効利用、居住水準の向上及び住環境の改善を図る。	公営住宅建築事業により、関連公共施設の整備を推進する。	公営住宅建築事業(事業中)		
変更後		(削除)								
変更前	202-5	南海岸和田駅周辺地区	岸和田市	南海岸和田駅東側に位置する地区であり、隣接する市街地との調和を図りつつ、鉄道駅周辺にふさわしい土地利用を図る。	公共公益施設と都市型住宅の建設を推進し、コンパクトシティの実現を図る。	老朽化した公共公益施設の建替えと住宅開発等の推進により、道路、公園等を適正に配置する。				
変更後		(削除)								
変更前	202-6	下松地区	岸和田市	岸和田市中央部に位置する地区であり、隣接する市街地との調和を図りつつ、良好な市街地形成を図る。	土地地区面整理事業により基礎整備を進めるとともに、良好な住宅地の形成を図る。	土地地区面整理事業等により基礎整備を行い、区画街路、緑地等を適正に配置する。	土地地区面整理事業の推進	土地地区面整理事業		
変更後		(削除)								

重点地区 位置図

平成 19 年度都市計画決定		平成 29 年度都市計画変更 (案)	
① 尾生久米田地区	約 53ha	—	—
② JR 東岸和田駅東周辺地区	約 4ha	—	—
③ 岸和田丘陵地区	約 153ha	(I) 岸和田丘陵地区	約 22ha
④ 岸和田大町地区	約 6ha	—	—
⑤ 南海岸和田駅東周辺地区	約 33ha	—	—
⑥ 下松地区	約 4ha	—	—



第4号議案

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

I. 変更内容

1. 生産緑地地区の変更箇所

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
尾生区画14－3	岸和田市尾生町五丁目地内	約 0.05 ha	追 加	①
摩湯区画9－1	岸和田市摩湯町地内	約 0.23 ha	追 加	②
下松町45－4	岸和田市下松町四丁目地内	約 0.06 ha	追 加	③
尾生区画14	岸和田市尾生町五丁目地内	約 0.47 ha	区域変更	①
摩湯区画9	岸和田市摩湯町地内	約 0.25 ha	区域変更	②
下松町45－1	岸和田市下松町四丁目地内	約 0.38 ha	区域変更	③
小松里町23	岸和田市小松里町地内	約 0.28 ha	区域変更	④
下池田町31－3	岸和田市下池田町及び小松里町地内	約 0.12 ha	区域変更	④
藤井町28	岸和田市藤井町三丁目地内	約 0.10 ha	区域変更	⑤
大町区画4	岸和田市大町四丁目地内	約 0.54 ha	区域変更	⑥
尾生町41－1	岸和田市尾生町地内	約 0.41 ha	区域変更	⑦
箕土路町9	岸和田市箕土路町三丁目地内	約 1.84 ha	区域変更	⑧
作才町13－4	岸和田市土生町地内	約 0.13 ha	区域変更	⑨
尾生区画37	岸和田市尾生町四丁目地内	約 — ha	廃 止	①
別所町4	岸和田市別所町三丁目地内	約 — ha	廃 止	⑤
流木町5－3	岸和田市流木町及び神須屋町地内	約 — ha	廃 止	⑩
尾生区画47	岸和田市尾生町七丁目地内	約 — ha	廃 止	⑪
尾生区画48	岸和田市尾生町七丁目地内	約 — ha	廃 止	⑪
土生町10－1	岸和田市土生町一丁目地内	約 — ha	廃 止	⑫
池尻町22	岸和田市池尻町地内	約 — ha	廃 止	⑬
額原町14	岸和田市額原町地内	約 — ha	廃 止	⑬

2. 生産緑地地区面積の新旧対照表

変更前	606地区	約 116.06 ha
変更後	601地区	約 113.68 ha

II. 理由

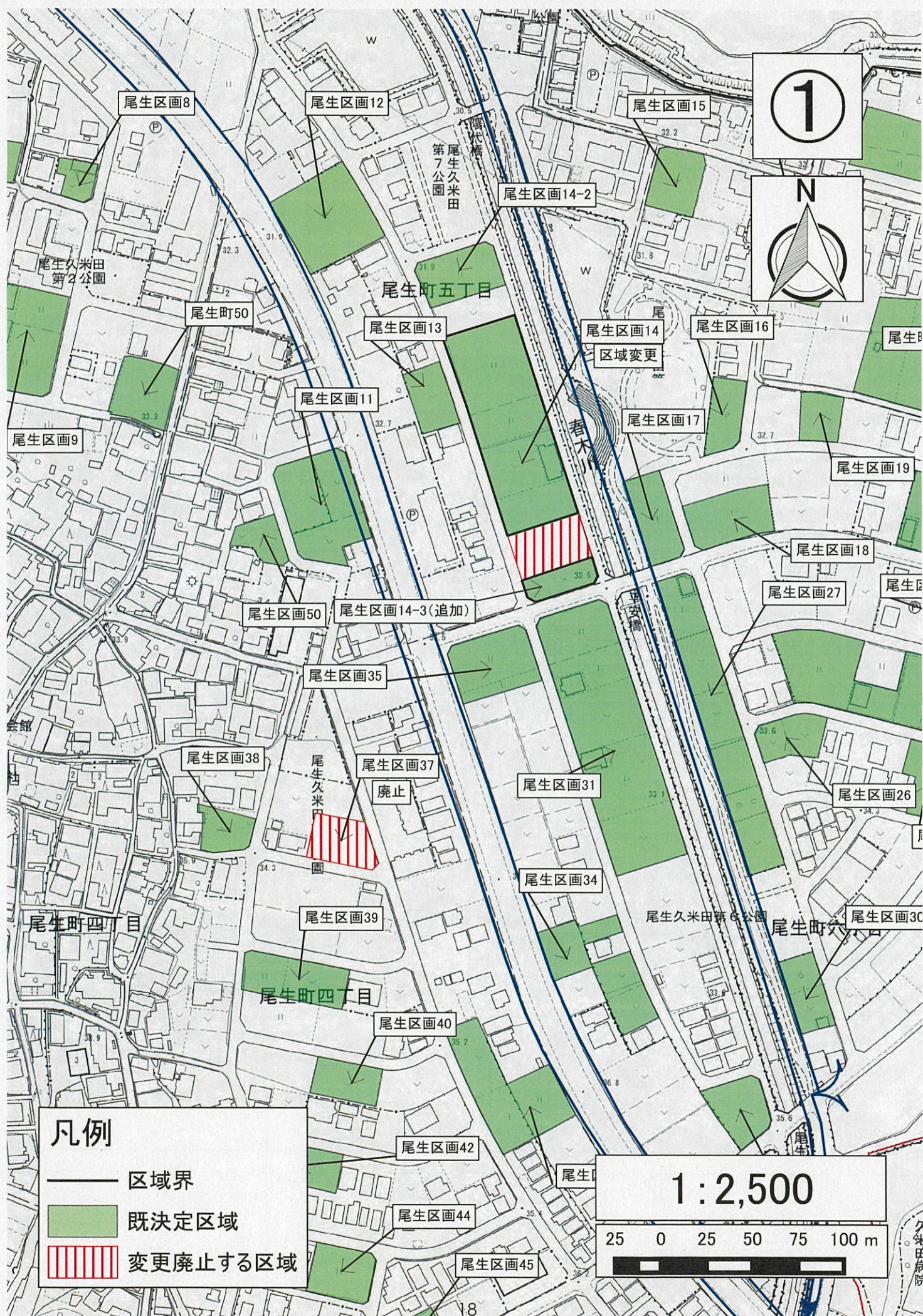
本市の市街化区域内において、災害時の避難地の確保、健全な都市生活の確保等、市民の良好な生活環境の確保につながる農地等の計画的な保全を行う必要があり、更に市街化区域内の公共施設等の計画的な整備に有用な保留地を確保する必要がある。

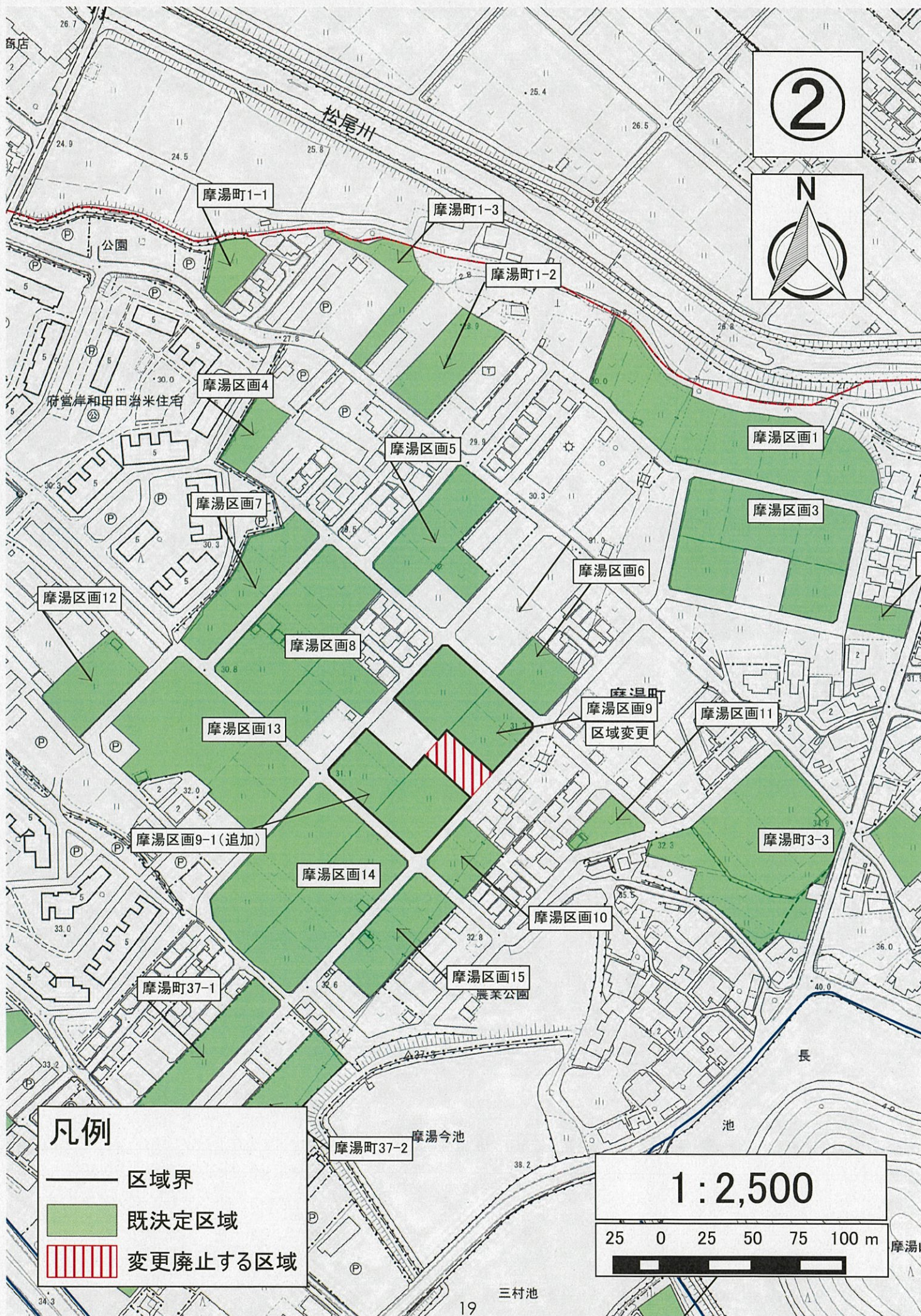
生産緑地法第8条第4項の規定による通知のあった地区、生産緑地法第10条の規定による買取り申出があり同法第14条の規定により同法第7条から第9条までの規定が適用しない地区及び指定要件不足になった地区について、廃止・区域変更を行うものである。

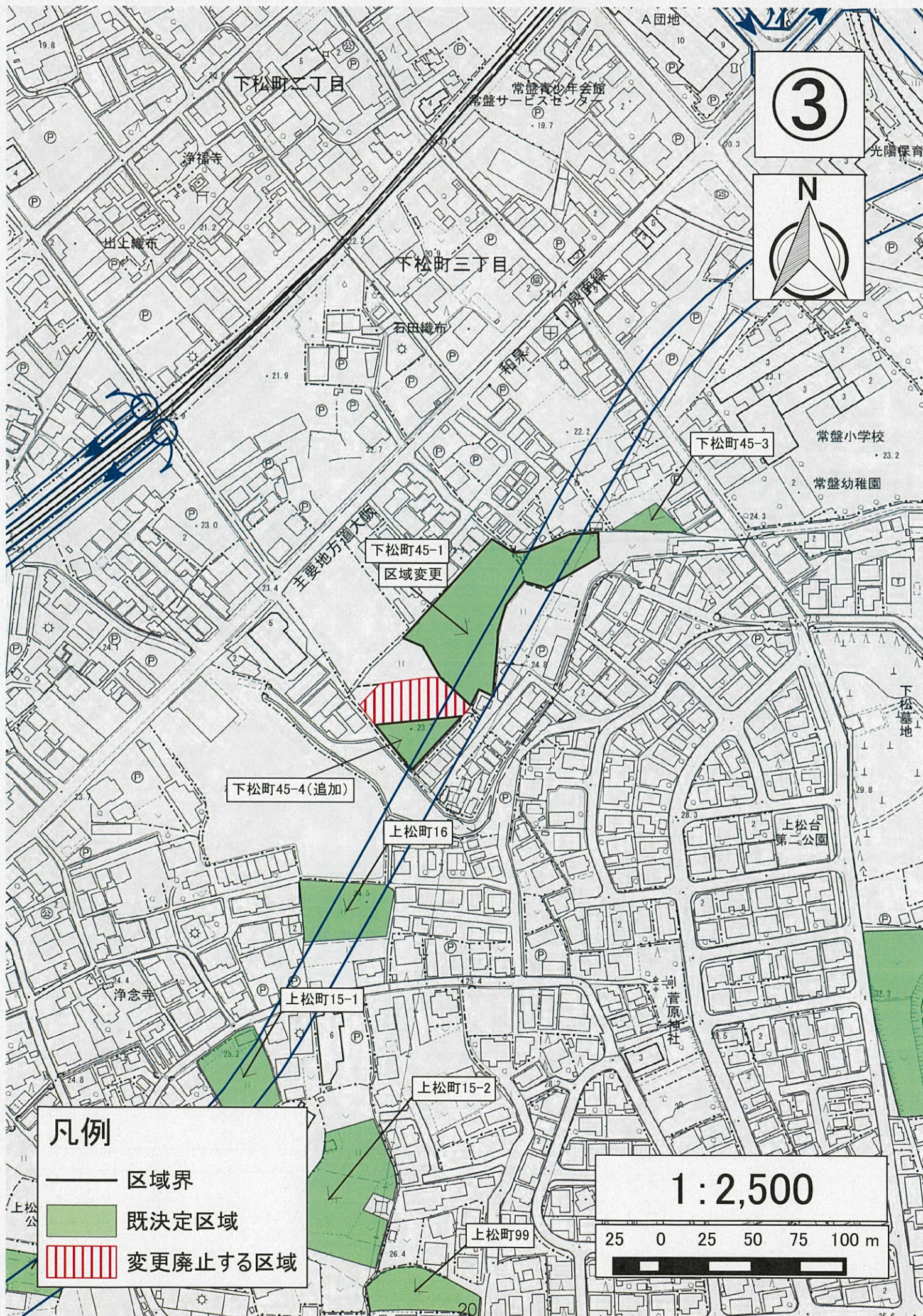
上記理由から本案のとおり生産緑地地区を変更するものである。

Ⅲ. 新旧対照表

名 称	位 置	変更前面積 ----- 変更後 (ha)	追 加・ 区域変更・ 廃止の別	変 更 理 由	図面 番号
尾生区画14-3	岸和田市尾生町五丁目地内	0.00 約----- 0.05	追加	隣接地における生産緑地地区の買取り申し出に伴い、尾生区画14の分断による地区名の追加。	①
摩湯区画9-1	岸和田市摩湯町地内	0.00 約----- 0.23	追加	隣接地における生産緑地地区の買取り申し出に伴い、摩湯区画9の分断による地区名の追加。	②
下松町45-4	岸和田市下松町四丁目地内	0.00 約----- 0.06	追加	隣接地における生産緑地地区の買取り申し出に伴い、下松町45-1の分断による地区名の追加。	③
尾生区画14	岸和田市尾生町五丁目地内	0.62 約----- 0.47	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による区域変更及び地区の分断による区域変更。	①
摩湯区画9	岸和田市摩湯町地内	0.54 約----- 0.25	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による区域変更及び地区の分断による区域変更。	②
下松町45-1	岸和田市下松町四丁目地内	0.57 約----- 0.38	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡）後の行為制限解除による区域変更及び地区の分断による区域変更。	③
小松里町23	岸和田市小松里町地内	0.42 約----- 0.28	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡）後の行為制限解除による区域変更。	④
下池田町31-3	岸和田市下池田町及び小松里町地内	0.19 約----- 0.12	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡）後の行為制限解除による区域変更。	④
藤井町28	岸和田市藤井町三丁目地内	0.20 約----- 0.10	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による区域変更。	⑤
大町区画4	岸和田市大町四丁目地内	0.65 約----- 0.54	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による区域変更。	⑥
尾生町41-1	岸和田市尾生町地内	0.54 約----- 0.41	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡）後の行為制限解除による区域変更。	⑦
箕土路町9	岸和田市箕土路町三丁目地内	1.88 約----- 1.84	区域変更	都市計画公園・大門公園用地取得に伴う都市計画決定権者の判断による区域変更。	⑧
作才町13-4	岸和田市土生町地内	0.14 約----- 0.13	区域変更	公共事業用地取得に伴う都市計画決定権者の判断による区域変更。	⑨
尾生区画37	岸和田市尾生町四丁目地内	0.08 約----- 0.00	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による地区の廃止。	①
別所町4	岸和田市別所町三丁目地内	0.08 約----- 0.00	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による地区の廃止。	⑤
流木町5-3	岸和田市流木町及び神須屋町地内	0.46 約----- 0.00	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡及び故障）後の行為制限解除による地区の廃止。	⑩
尾生区画47	岸和田市尾生町七丁目地内	0.09 約----- 0.00	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による地区の廃止。	⑪
尾生区画48	岸和田市尾生町七丁目地内	0.06 約----- 0.00	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡）後の行為制限解除による地区の廃止。	⑪
土生町10-1	岸和田市土生町一丁目地内	0.13 約----- 0.00	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による地区の廃止（これに伴い面積要件が不足となった452㎡の農地も含む）。	⑫
池尻町22	岸和田市池尻町地内	0.07 約----- 0.00	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による地区の廃止。	⑬
額原町14	岸和田市額原町地内	0.52 約----- 0.00	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡及び故障）後の行為制限解除による地区の廃止（これに伴い面積要件が不足となった13㎡の農地も含む）。	⑬
変更地区		7.24 約-----	計		
合 計		4.86			
都市計画 区 域 合 計	(変更前) 606地区 (変更後) 601地区	116.06 約----- 113.68	追加 区域変更 廃 止	3地区 10地区 8地区	







3



下松町45-1
区域変更

下松町45-4(追加)

上松町16

上松町15-1

上松町15-2

上松町99

下松町45-3

常盤小学校

常盤幼稚園

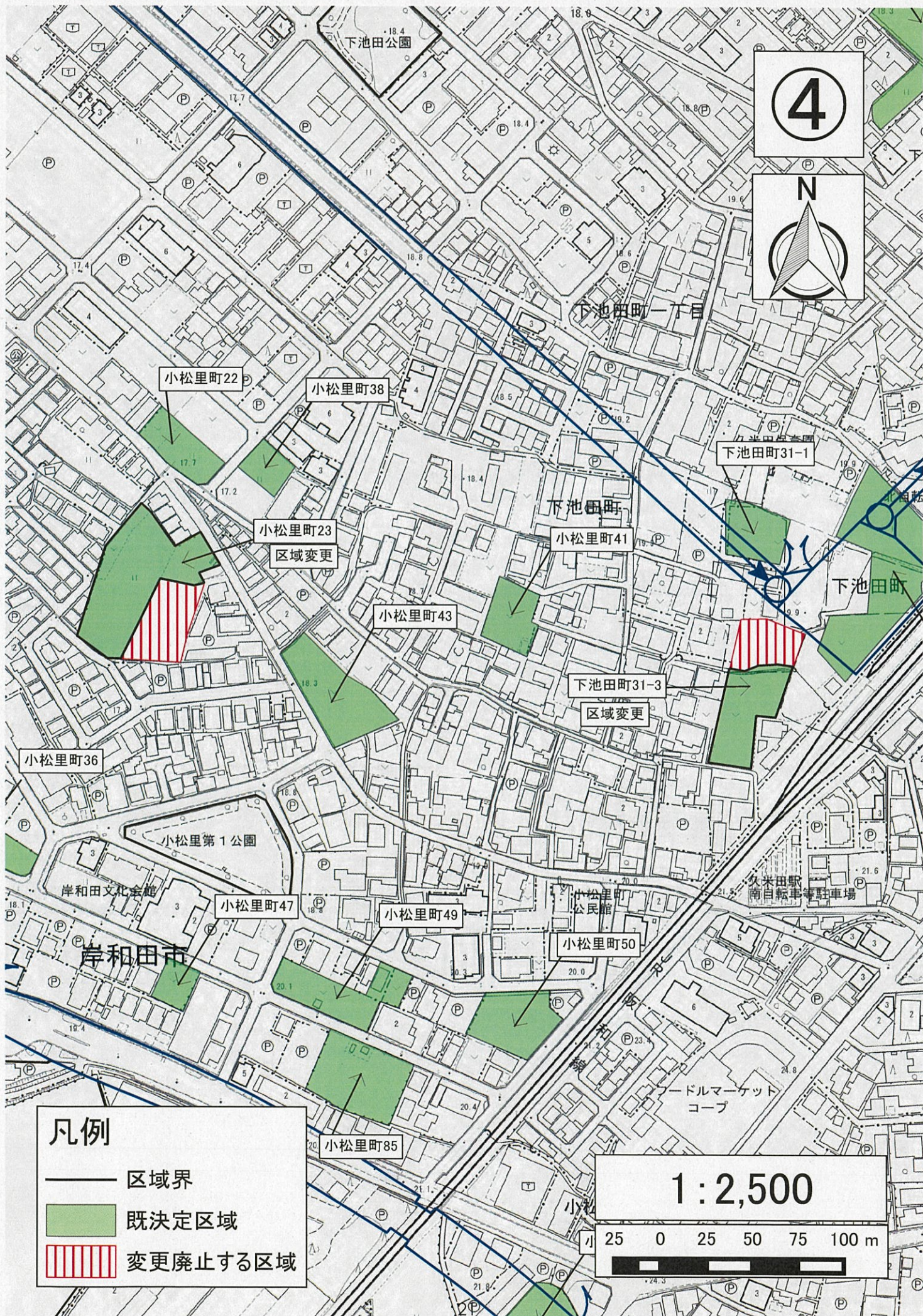
上松台
第二公園

1:2,500

25 0 25 50 75 100 m

凡例

- 区域界
- 既決定区域
- ▨ 変更廃止する区域



4



小松里町22

小松里町38

小松里町23

区域変更

小松里町43

下池田町

小松里町41

下池田町31-1

下池田町

下池田町31-3

区域変更

小松里町36

小松里第1公園

岸和田文化会館

小松里町47

小松里町49

小松里町公民館

小松里町50

岸和田市

久米田駅

南自転車等駐車場

フードルマーケット
コープ

小松里町85

凡例



区域界



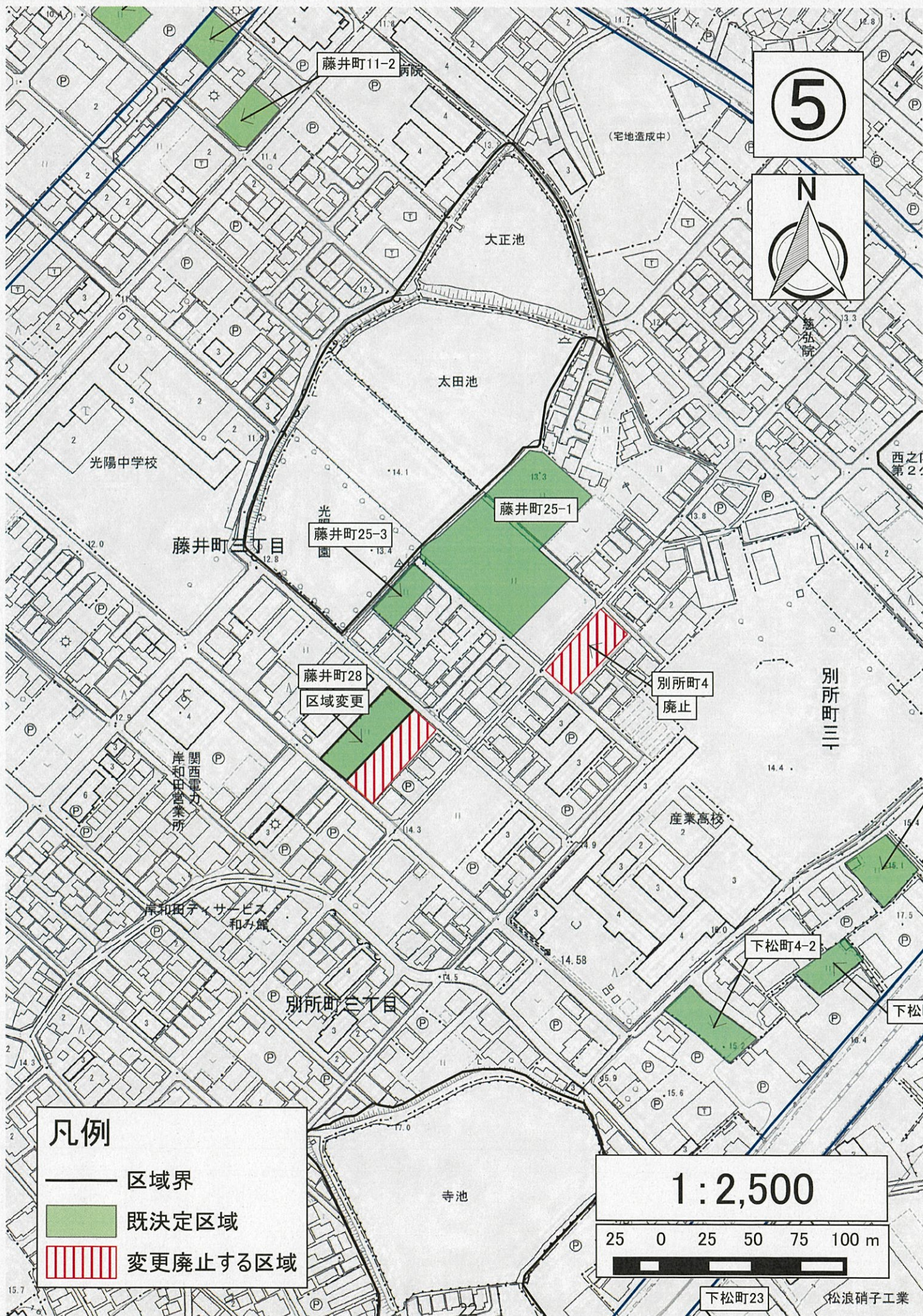
既定区域



変更廃止する区域

1:2,500

25 0 25 50 75 100 m



凡例

- 区域界
- 既決定区域
- ▨ 変更廃止する区域

1:2,500

25 0 25 50 75 100 m

下松町23

松浪硝子工業

